

高校生等奨学給付金（私立） 申請の手引き

令和7年度 通常給付（専攻科）

1 申請者 生計維持者

2 課税証明書等が必要な者 生計維持者全員（原則父母）

3 基準日 令和7年7月1日

4 申請期限 令和7年9月30日（火）必着
※生徒が複数いる場合は、それぞれ申請が必要です。

5 給付について 審査が終了したものから順次振込みます。（8月から2月頃）

○給付額等 ※物価高騰による上乗せ給付額を含む

世 帯 種 別	給付金額
（ア）非課税世帯	52,550 円 (通常給付分 52,100 円) (上乗せ給付分 450 円)
（イ）生計維持者全員の道府県民税所得割額 及び市町村民税所得割額の合計が 105,500 円未満である世帯	10,520 円 (通常給付分 10,420 円) (上乗せ給付分 100 円)
（ウ）生計維持者全員の道府県民税所得割額 及び市町村民税所得割額の合計が 264,500 円未満である扶養する子が 3 人以上いる世帯	10,520 円 (通常給付分 10,420 円) (上乗せ給付分 100 円)

6 注意点

※申請について電話、手紙等により連絡することがあります。連絡がつかないと給付出来ない場合があります。

※提出期限を過ぎての申請は理由を問わず受付できません。

7 提出先・問い合わせ先

〒514-8570 三重県津市広明町 1 3 番地

三重県環境生活部 私学課

電話 059-224-2161 (受付 平日 9:00~12:00
13:00~17:00)

※郵送する際は、簡易書留など記録に残る方法で送付してください。

8 提出する書類

(1) 高校生等奨学給付金受給申請書 (様式 1)

(2) 振込口座届 (様式 4) ※申請者の口座を指定してください。

※口座名義は高校生等奨学給付金の申請者のものとする。やむを得ず申請者以外の口座を指定する場合には、別途委任状 (様式 5) を提出すること。

(3) 委任状 (様式 5)

※(2) の振込口座届が申請者以外の口座を指定する場合にも必要。

(4) 在学証明書 (様式 2)

(5) 個人対象要件証明書

(6) 生計維持者全員の住所地が確認できる住民票 (原則父母・原本)

※交付日が基準日 (令和 7 年 7 月 1 日) 以降のもの

※市役所、町役場で発行された状態のまま、抜き取らず全員分を提出してください。

(7) 生計維持者全員の令和 7 年度の道府県民税所得割額及び市町村民税所得割額が確認できる課税証明書 (原則父母・原本)

※世帯で取得した場合は、全員分の課税証明書を提出してください。

※扶養親族の状況が記載されたもの (世帯種別 (ウ) で申請する場合)

(8) 扶養親族申告書

※世帯種別 (ウ) で申請する場合提出が必要です。

(世帯種別 (ウ) とは、生計維持者全員の道府県民税所得割額及び市町村民税所得割額の合計が 264,500 円未満かつ扶養する子が 3 人以上いる世帯)

※「扶養する子が 3 人以上いる世帯」とは、市町村民税に係る生計維持者の扶養する子の数が 3 人以上であり、かつ生徒が生計維持者に扶養されていることをいう。なお扶養する子とは、市町村民税における生計維持者の扶養親族であるもののうち、生計維持者と続柄が子のもの又は、扶養している生計維持者よりも年長ではなく、かつ生計維持者との関係が尊属及び配偶者でもないものである。また、市町村民税の扶養親族に反映されない生計維持者に新たに生まれた子等 (市町村民税における扶養の判定より後に、生計維持者に出生した実子など) も、扶養する子に含める。